

札幌市移動支援事業 事業者登録の手引き

平成 24 年 11 月

I 申請書類

新規登録の申請にあたり、事業者登録申請書(様式1)、付表1、参考様式1~10 及びその他の資料の提出が必要です。詳しくは参考様式1「提出する申請書・付表様式一覧チェック表」を参照ください。

II 提出先

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611

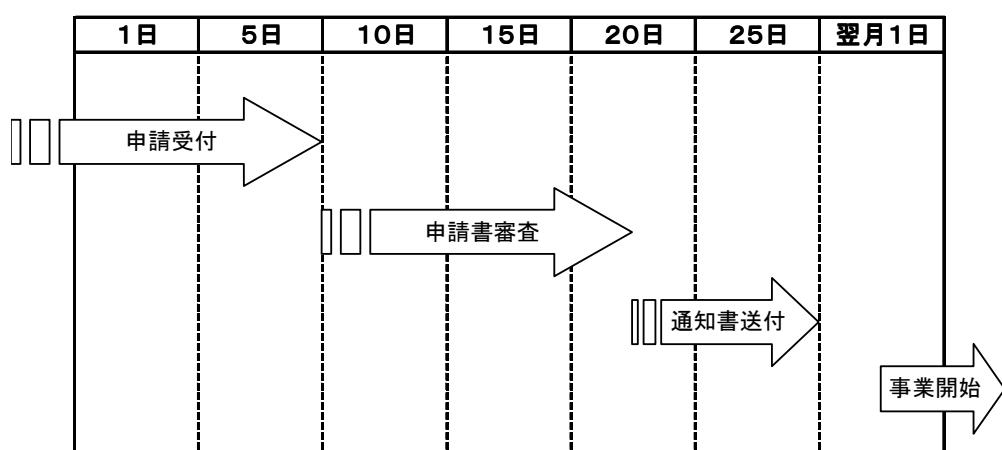
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3F南側

電話 011-211-2938 FAX 011-211-5181

※ 原則、事前予約の上、持参によりご提出願います。

III スケジュール

事業開始は、毎月1日からとします。申請書類の審査、手続きに時間を要するため、申請書類の提出については、事業を開始しようとする月の前月5日まで提出をお願いします。



IV 記載要領

1 申請書

(1) 申請者(設置者)

名称

事業所の設置を申請する法人の名称を記載します。法人名称が定款(登記簿)に記載してある名称と同一であることを確認してください。

主たる事務所の所在地

事業所の設置を申請する法人の主たる事務所の所在地を記載します。定款(登記簿)の記載内容と同一であることを確認してください。

法人の種別

「社会福祉法人」、「特定非営利活動法人」、「株式会社」などの法人種別を記載してください。

法人所轄庁

各種法人の所轄庁を確認の上、記載してください。

「社会福祉法人」 → 都道府県知事(北海道知事など)、指定都市市長(札幌市長など)

「特定非営利活動法人」 → 都道府県知事(北海道知事など)

「株式会社」、「合同会社」 → 法務局

…など

連絡先(電話番号、FAX)

主たる事務所の電話番号、FAX番号を記載してください。

代表者の職・氏名・住所

法人を代表する職名、代表者の氏名、住所を記載します。職名は、定款により確認すること。また、代表者の氏名と住所は登記事項となっており、登記簿謄本と内容が一致していることを確認してください。

(2) 登録事業所

名称

登録を受けようとする事業所の名称を記載します。運営規程、付表と内容が一致していることを確認してください。

事業所の所在地

登録を受けようとする事業所の所在地を記載します。運営規程、付表と内容が一致していることを確認してください。

登録申請をする事業等の事業開始年月日

事業の実施開始予定年月日を記載してください。

障害者自立支援法において既に指定を受けている場合

同一の事業所において、障害者自立支援法により既に指定を受けている事業がある場合、当該指定事業に係る事業所番号(10桁)等を記載してください。

2 付表

(1) 事業所

名称

申請書(登録事業所)、運営規程と内容が一致していることを確認してください。

所在地

申請書(登録事業所)、運営規程と内容が一致していることを確認してください。

連絡先(電話番号、FAX番号)

電話番号、FAX番号を記載してください。

(2) 管理者

氏名

管理者の経歴書と内容が一致していることを確認してください。

【要件】

- 専従であること(兼務が可能となる場合もあり)。
- 常勤であること

【管理者の業務】

従業者及び業務の一元的な管理を行う

運営基準の遵守の徹底

住所

管理者の経歴書と内容が一致していることを確認してください。

移動支援従業者等との兼務の有無

管理者と移動支援従業者(ヘルパー)等の兼務について、該当する方に○をつけてください。

同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)

管理者は、原則として、当該事業所に専従である必要がありますが、管理業務に支障のない場合には同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者と兼務することが認められています。兼務のある場合

について、その内容(他の事業所又は施設の名称、事業所の概要、兼務する職種及び兼務する時間)を記載します。

(3) 当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例

□ 当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例

法人が事業所を設置する場合、法人が申請しようとする事業の実施について、法人として意思決定している必要があります。具体的には、定款等に定める事業の目的として定められており、その条項を記載することになります。(定款記載例:「障害者自立支援法に基づく移動支援事業」)

(4) サービス提供責任者

□ 氏名

サービス提供責任者の経歴書と内容が一致していることを確認してください。

【要件】

サービス提供責任者になる者については、以下の要件を満たしている居宅介護従業者から専任すること。

- 常勤であること
- 介護福祉士、居宅介護従事者養成研修1級課程修了者、又は居宅介護従事者養成研修2級課程修了者であって3年以上の実務経験(ボランティア経験を除く)のある者

【配置基準】

サービス提供責任者については、事業規模に応じて1人以上配置することとされたが、その具体的な取扱いは次のいずれかを満たしていること。

- 月間の延べサービス提供時間が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

【業務】

- 移動支援計画の作成
- 他の従業者のサービスが移動支援計画に沿って実施されていることの把握、及び助言、指導等の必要な管理
- 移動支援の利用申込みに係る調整
- 従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理

□ 住所

サービス提供責任者の経歴書と内容が一致していることを確認してください。

※ サービス提供責任者が複数いる場合、行を追加して、全員の氏名、住所を記載してください。

(5) 従業者の職員・員数

□ 従業者数

専従/兼務、常勤/非常勤の区別をして記入すること。なお、一事業所が障害者自立支援法の指定を受ける場合で、一移動支援従業者がいずれの業務にも従事する場合には、兼務にカウントすること。

□ 常勤換算後の人数

常勤換算後の人数を記載してください(小数点第2位を四捨五入)。※管理者の業務分は除きます。

□ 基準上の必要人数

記入しないでください。

(6) 主な掲示事項

営業日

事務所を開いて、営業する曜日を記載してください。サービス提供日ではありません。祝日の営業の有無、年末年始など事業所の休業日が決まっているものについても明記してください。運営規程と内容が一致していることを確認してください。

営業時間

事務所を開いて、営業する時間を記載してください。サービス提供時間ではありません。運営規程と内容が一致していることを確認してください。

主たる対象者

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者のうち、主たる対象者とするものに○をつけてください。運営規程と内容が一致していることを確認してください。

利用料

「札幌市長が定める基準」と記載してください。

その他の費用

移動支援外のサービスについて、利用者に負担を求める費用を記載してください。

移動支援事業者が利用者に負担を求めることができるものとしては、通常の事業の実施地域外において移動支援を行う場合のそれに要した交通費の額などがあります。

なお、「運営規定のとおり」と記載して、詳細を運営規定に記載することも可能です。

通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、事業所↔利用者宅の交通費徴収可否、応諾義務の有無を判断するための基準となります。地域が特定されるように設定してください。運営規程と内容が一致していることを確認してください。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。

× 札幌市及びその周辺 → ○ 札幌市、石狩市、江別市

(7) その他参考となる事項

第3者評価の実施状況

第3者評価の実施の有無について、該当する方に○をつけてください。

苦情解決の措置概要(窓口(連絡先)、担当者)

苦情解決の窓口となる連絡先(電話番号)と担当者氏名を記載します。苦情解決のために講じる措置の概要と内容が一致していることを確認してください。

(参考)移動支援従業者の資格要件一簡易表

研修課程等 単価類型	介護 福祉士	障害 1~3級	介護保 険の訪 問介護 員	介護職 員基礎 研修修 了者	行動援 護	重度訪 問介護	同行援 護	移動 (視覚)	移動 (全身 性)
視覚障がい者(児)	-	-	-	-	-	-	○	○	-
全 身 性 障 が い 者 (児)	-	-	-	-	-	○	-	-	○
知的障がい者(児)	○	○	○	○	○	-	-	-	-
精神障がい者(児)	○	○	○	○	○	-	-	-	-

※ 詳細は「札幌市移動支援事業 移動支援ガイドライン」をご参照ください。

※ なお、障がい種別に対応した資格要件を満たさない場合は、移動支援費を請求できません。

V 登録有効期間及び更新申請

移動支援事業者登録の登録有効期間は通常6年間です。更新を希望する場合は、登録有効期間内に更新申請をしていただく必要があります。更新申請の必要書類については、登録申請書類の参考様式1をご参照ください。

VI 登録内容の変更について

「(別紙)移動支援事業者登録の変更の届出について」をご参照ください。

VII 事業の廃止・休止・再開について

事業の廃止又は休止にあたっては廃止又は休止する日の1ヶ月前までに、休止していた事業を再開する場合には再開した日の10日後までに、それぞれ廃止・休止・再開届出書(様式3)を提出してください。

VIII その他

札幌市移動支援事業の制度等については、本市ホームページ掲載の各種資料を確認願います。
(各種資料の名称及びURLは変更する場合がございますので、ご留意ください。)

事業者登録申請及び登録内容の変更等について

- 札幌市移動支援事業事業者登録の手引き
- 各種様式
- 札幌市移動支援事業事業者登録要綱

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/10_idoushien.html

移動支援費の算定・請求について

- 札幌市移動支援事業実施要綱第9条の規定に基づく費用の額の算定に関する基準
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/housyu.html>
- 移動支援サービスコード表
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/code.html>
- 介護給付費(訪問系サービス)・移動支援費の算定について
- 介護給付費等にかかる請求事務の手引き
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zenpan.html>
- 請求等に関する様式
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/seikyu.html>

移動支援の利用範囲等について

- 札幌市移動支援事業「移動支援ガイドライン」
http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-3_idosien.html
- 訪問系サービス・短期入所の各種通知(通学利用の取扱い他)
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/houmon.html>

元気さーち(札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページ)について

- 元気さーち
<http://www.sapporo-akijoho.jp/>
- 空き情報ホームページの入力について(事業所向け)
http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-2_akihp.html